【D】30. 事業報告書　31. 事業実績報告書

事業者は、事業報告書及び事業実績報告書を定められた期限までに運輸支局へ提出する必要があります（貨物自動車運送事業報告規則）。※本社のみ

事業報告書　→　毎事業年度経過後100日以内に提出
※3月末決算ならば「7月10日まで」
（事業者の決算月により提出時期が異なる）

事業実績報告書　→　毎年4月1日から3月31日までの輸送実績について
※7月10日までに提出（全事業者同じ提出期日）

「事業報告書」

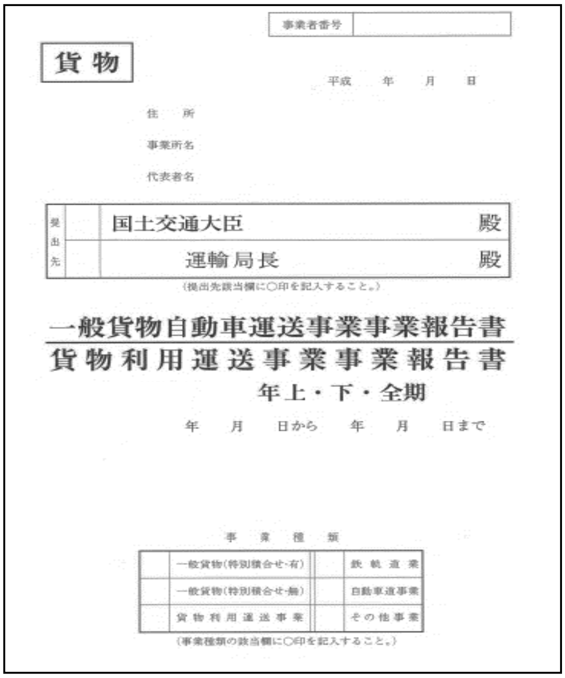

事業者番号	

貨　物

平成　　年　　月　　日

住　　所
事業所名
代表者名

提出先		国土交通大臣	殿
		運輸局長	殿

（提出先該当欄に○印を記入すること。）

一般貨物自動車運送事業事業報告書
貨物利用運送事業事業報告書
年上・下・全期
年　月　日から　年　月　日まで

事業種類

	一般貨物（特別積合せ-有）		鉄軌道業
	一般貨物（特別積合せ-無）		自動車道事業
	貨物利用運送事業		その他事業

（事業種類の該当欄に○印を記入すること。）

「事業実績報告書」

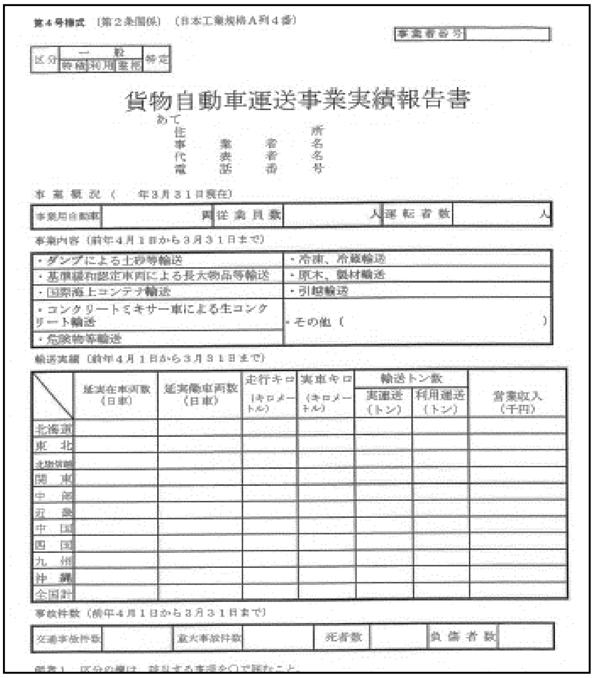

第４号様式（第２条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

事業者番号	

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

貨物自動車運送事業実績報告書

あて
住　所
事業者名
代表者名
電話番号

事業概況（　年３月３１日現在）

事業用自動車	両	従業員数	人	運転者数	人

事業内容（前年４月１日から３月３１日まで）

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他（　　）
・危険物等輸送	

輸送実績（前年４月１日から３月３１日まで）

	延実在車両数（日車）	延実働車両数（日車）	走行キロ（キロメートル）	実車キロ（キロメートル）	輸送トン数		営業収入（千円）
					実運送（トン）	利用運送（トン）	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

事故件数（前年４月１日から３月３１日まで）

交通事故件数		重大事故件数		死者数		負傷者数	

備考１　区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

※新たに貨物自動車利用運送を行おうとする場合や一般貨物自動車運送事業の営業所新設（増設）、一定の規模以上の増車など、事業拡大となる認可申請を行う場合には両報告書の提出が必須となりますので、提出忘れにご注意下さい。

※報告は主たる事務所（本社）から提出

【チェックポイント】
・報告期限までに提出されていますか？❑
※事業報告書及び事業実績報告書を提出すべき営業所でない場合は「該当しない」

○事業報告書のメモ
当社の決算月日：　　月　　日　報告期限：　　月　　日

項目判定
❑ 適　❑ 否
❑ 該当しない